

608 放送規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 北海道サッカー協会（以下「本協会」という。）主催大会（各種フェスティバルを含む。）における試合を利用し、営利を目的としたテレビ・ラジオ・インターネット放送及びSNS配信の実施に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) インターネット放送

YouTubeその他これに類する動画配信プラットフォームを用い、不特定多数に対して試合映像を生放送又は録画配信する形態をいう。

(2) SNS配信

X（旧Twitter）、Instagram、Facebook等のSNSを用いて行う試合映像の配信をいい、そのうち1試合あたり3分以内の配信を原則とする。

(放送の手続き)

第3条 テレビ・ラジオ・インターネット放送及びSNS配信は、次に定める手続きによるものとする。

(1) 本協会主催の試合を放送又は配信しようとする放送局、各種団体、協賛者、チーム又は第三者（以下「放送等実施者」という。）は、別表において申請を要しないと定める場合を除き、別紙の放送申請書を本協会に提出するものとする。

(2) 本協会は、申請書を受領し、適正であることを確認の上承認する。

(放送権料の支払い)

第4条 前条の承認を受けた放送等実施者は、当該試合の原則1週間前までに別表に定める放送権料を本協会に支払うものとする。ただし、会長が特段の事情があると認めた場合には、別途放送権料を定めることができる。

(再放送)

第5条 試合の放送を実施した放送等実施者は、最終放送日より2週間後まで当該試合の再放送を行う権利を保有する。ただし、インターネット放送及びSNS配信については、この限りでなく、配信期間は別途協議又は本協会が承認した内容によるものとする。

(放送権の帰属及び試合映像の二次利用)

第6条 本協会主催大会における試合の放送又は配信に関する放送権（以下「放送権」という。）は、すべて本協会に帰属するものとする。

2 この規程において「二次利用」とは、第3条に基づき承認された一次使用权の範囲による放送又は配信以外に、同一の試合映像を編集、転用し、又は当初とは異なる媒体、番組、目的若しくは態様により利用することをいう。

- 3 当該試合映像の二次利用権は本協会が保有するものとし、その二次利用については、別途協議のうえ決定する。
- 4 放送等実施者が自ら制作した映像を、自らの放送番組に使用することについては制限しない。ただし、その使用期間は、最初の放送日より6か月間とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、インターネット放送及びSNS配信におけるアーカイブ公開については、前項の期間制限を適用しないものとする。

(放送権料を徴収しない場合)

第7条 次の各号に該当する場合は、第4条の規定にかかわらず、放送権料を徴収しないものとする。

- (1) 主催者が自ら放送又は配信する場合
- (2) 当該大会の協賛者が放送又は配信する場合
- (3) 主催団体に所属するチームが、自らの試合を放送又は配信する場合
- (4) 会長が特段の事情があると認めた場合

(対戦チームの承諾)

第8条 テレビ、ラジオ、インターネット放送又はSNS配信を行う場合は、放送等実施者が、事前に対戦両チームの承諾を得るものとする。ただし、主催団体に所属するチームが自らの試合を放送又は配信する場合は、相手チームの承諾をもって足りるものとする。

(雑 則)

第9条 本協会は、第4条で支払われた放送権料の半額を当該チームが所属する地区サッカー協会へ配分するものとする。ただし、別表に定めるSNS配信に係る放送権料については、この限りでない。

(細 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(改 正)

第11条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

この規程は、2019年9月18日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

この規程は、2026年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第6条、第9条関係）

1. 放送権料の設定

- (1) 放送（配信）1回（1試合）につき、下記金額を放送権料として設定する。
- (2) ニュース、スポーツニュース、サッカー専門番組における、1放送あたり3分以内の映像利用は無料とする。
- (3) SNS配信（第2条第2号に定めるもの）については、次のとおり取り扱う。
 - ア 主催者、協賛者又は主催団体に所属するチームが行うSNS配信については、配信時間にかかわらず、放送権料を徴収しない。
 - イ 前号に該当しない第三者が行うSNS配信については、1配信の時間が3分以内のものに限り、放送権料を徴収しない。
 - ウ 前号に該当しない第三者が、配信の時間が3分を超えるSNS配信を行う場合は、配信1回につき1万円の放送権料を徴収する。

放送（配信）1回（1試合）における放送権料（消費税別）

放送メディア（放送形態）		生放送／録画／ 録音	
テレビ	全国	30万円	
	ローカル	10万円	
	独立UHF	10万円	
	BS・CS・CATV	10万円	
インターネット放送		10万円	
ラジオ		10万円	
SNS配信（第三者による1配信 3分超）		1万円	

2. 二次利用の放送権料

- (1) 複数試合のダイジェスト放送は、放送1回につき1試合分の料金とする。
- (2) 広告・CM利用は、1クール（3ヶ月）につき1試合分の料金とする。

3. 申請に関する取扱い

主催者、協賛者又は主催団体に所属するチームが行うSNS配信については、本協会への放送申請を要しないものとする。ただし、必ず対戦チームの承諾を得るものとする。

4. 収益配分の取扱い

インターネット放送又はSNS配信により収益が発生した場合は、当該収益（必要経費控除後）について、本協会、当該地区サッカー協会及び放送等実施者の三者間で、本協会が別途定める基準により配分するものとする。

609 主催大会取材要綱

- 1 この要綱は、公益財団法人北海道サッカー協会（以下「本協会」という。）が主催する大会（各種フェスティバルを含む。以下「大会」という。）における取材に関し、必要な事項を定める。
- 2 大会における取材については、事前に本協会に別紙の取材申請書を提出し、許可された場合に取材できるものとする。
- 3 有料取材
 - (1) テレビ・ラジオ番組制作（企画書・放送申請書等の提出が必須）

試合映像が3分を超える放送（番組制作等）の場合、放送権料が発生し、本協会放送規程に基づくものとする。
 - (2) 写真集製作
 - ア 企画書〔書名（タイトル）、仕様、企画・編集・発行者連絡先、発行目的、発行予定数、使用写真の予定点数、使用写真の大きさ、販売規模、発売予定日、販売予定価格等〕を提出する。
 - イ 大会で撮影された写真中で写っている当該チーム・選手本人（相手チームの選手も含む）の同意を得た上で許可された写真の使用を認める。
 - ウ 原則として1枚につき1,000円の有料とする。
 - (3) DVD製作
 - ア 企画書〔書名（タイトル）、仕様（時間）、企画・編集・発行者連絡先、発行目的、発行予定数、使用映像の予定時間、販売規模、発売予定日、販売予定価格等〕を提出する。
 - イ 放送権料を支払い、製作枚数1枚につき100円を納入するものとする。
 - (4) その他
 - ア インターネット、モバイルの動画配信・映画製作等については、本協会とあらかじめ詳細な打ち合わせを行うものとする。
 - イ 写真販売を目的とする撮影については、別に定める主催大会写真撮影要領に基づき本協会の承認を受け、別表に定める写真撮影料を本協会へ支払うものとする。
- 4 無料取材
 - (1) テレビ・ラジオ

報道番組でかつ試合映像が3分以内の放送の場合
 - (2) 新聞、雑誌（スポーツ誌、タウン情報誌等）、インターネット配信（動画を除く。）

雑誌については事前に発行等の内容を申請すること。
- 5 取材を許可しない場合（営利目的使用の防止）
 - (1) インターネット（モバイル含む。）での動画配信のための取材
 - (2) 映画製作

- (3) チーム関係（チームの協賛社を含む。）のスカウティングを除く動画・画像の取材。
ただし、本協会の放送規程に準じ、事前に本協会に申請し承認された場合はこの限りではない。

6 その他

- (1) 取材を許可しなかった場合、スタンドにおいても画像・動画の撮影は認めない。
(2) スタンドにおける一般観衆（アマチュア）の撮影は認める。
(3) 取材する場所については、各会場毎に定められた位置で行う。
(4) 取材注意事項
ア 会場到着後、必ず大会本部責任者に名刺を渡し、本協会より承認された旨（承諾書を提示）を伝えAD（ビブス等）の貸与を受ける。
イ 会場内では、本協会または主管協会のAD（ビブス等）を必ず装着する。
ウ プレーの妨げになる場所での撮影は禁止（指定エリアでの取材）。
エ 大会関係者の指示に必ず従うこと。
オ 個人情報保護法および肖像権に関する法令を遵守し、目的範囲外での利用はしない。
カ 当該チーム・選手本人の同意を得ないで第三者に提供しない。
キ 取得した個人情報は取材者が厳正な管理を行う。
ク AD（ビブス等）は、終了後必ず本協会または主管サッカー協会に返還する。
ケ 前項が守られない場合、今後の取材を許可しない。個人情報保護法および肖像権に問題が生じた場合、法的処置を取る場合があるので留意のこと。
(5) やむを得ない理由により、事前の取材申請に間に合わなかった場合にあっては、会場責任者の判断によるものとする。

7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、2013年4月1日から施行する。

この要綱は、2014年5月20日から施行する。

この要綱は、2021年4月1日から施行する。

別表 写真撮影料

(消費税別)

チーム数	撮影料	チーム数	撮影料
2 ～ 5	11,000 円	51 ～ 55	58,000 円
6 ～ 10	22,000 円	56 ～ 60	62,000 円
11 ～ 15	26,000 円	61 ～ 65	66,000 円
16 ～ 20	30,000 円	66 ～ 70	70,000 円
21 ～ 25	34,000 円	71 ～ 75	74,000 円
26 ～ 30	38,000 円	76 ～ 80	78,000 円
31 ～ 35	42,000 円	81 ～ 85	82,000 円
36 ～ 40	46,000 円	86 ～ 90	86,000 円
41 ～ 45	50,000 円	91 ～ 95	90,000 円
46 ～ 50	54,000 円	96 ～ 100	94,000 円

映像配信に関する運用ガイドライン (北海道サッカー協会主催大会における映像配信の取扱い)

1. 目的

本ガイドラインは、北海道サッカー協会主催大会における映像配信について、「放送規程」に基づき、現場における取扱いを明確化することを目的とする。

2. 基本原則

- 試合の映像に関する放送権は、北海道サッカー協会に帰属する。
- 映像配信は、本ガイドラインに従い適切に実施すること。

3. 配信区分の考え方

「放送規程」においては配信媒体により区分しているが、各種配信媒体において配信時間を任意に設定できることから、本ガイドラインにより、配信媒体の種類にかかわらず、配信時間を基準として取扱いを整理するものとする。

(1) 区分

- 3分以内の配信 → 短時間の情報発信(写真投稿に準ずる扱い)
- 3分を超える配信 → インターネット放送と定義し、放送に準ずる行為として管理が必要

(2) 運用の考え方

- YouTube でも3分以内 → 短時間の情報発信
- SNS でも3分超 → インターネット放送と定義する(申請対象)

4. SNS 配信の取扱い

- SNS 配信は、1回の配信時間を3分以内とすることを原則とする。
- 3分を超える配信は、放送等実施者にかかわらず申請を必要とする。
- 複数の試合について配信を行う場合であっても、1回の配信時間は3分以内とする。
- 複数の配信により、実質的に試合全体の配信と認められる場合は、3分を超える配信とみなし、申請対象とする。
- 放送権料の取扱いについては、「放送規程」に定めるところによる。

5. 申請手続き

- 3分を超える配信(放送に準ずる行為)については、試合開催日の14日前まで(北海道サッカー協会の営業日を基準とする)に申請すること。
- ニュース取材、短時間の素材収集、3分以内の配信等については、従来の取材申請の取扱いとし、試合開催日の3営業日前まで(北海道サッカー協会の営業日を基準とする)に申請すること。
- 同一大会において複数回の放送を行う場合は、取材申請書にすべての日程および会場を記載することにより、一括して申請することができる。
- いずれの場合も、北海道サッカー協会は、内容を確認の上、承認の可否および条件を決定する。

6. 対戦チームの事前承諾

- 配信を行う場合は、放送等実施者が事前に対戦チームの承諾を得ること。
- チームが配信する場合(自らの試合をチーム公式チャンネル等で配信する場合は、相手チームの承諾のみで足りる。
- ただし、3分以内の配信であって、観客・保護者等による観戦に伴う投稿については、承諾を要しない。

7. 用語の整理

本ガイドラインにおいて「チームが配信する場合」とは、当該チームが管理する公式アカウント、その他これに準ずる媒体(以下「チーム公式チャンネル等」という。)を用いて、自らの試合を配信する場合をいう。

※チーム公式チャンネル等には以下を含む

- チーム公式 YouTube
- チーム公式 SNS(X、Instagram 等)

※以下は含まない

- 選手個人アカウント
- 保護者個人アカウント
- 第三者アカウント

8. 観客・保護者等の取扱い

- 3分以内の配信 → 写真投稿と同等の扱い(申請不要・チーム承諾不要)
- 3分を超える配信 → 申請対象(チーム承諾も必要)
- 観客・保護者等による3分以内の配信については、公開の場で行われる試合の観戦に伴う記録・発信として、一般的に社会通念上許容される範囲の行為として取り扱うものであり、北海道サッカー協会が当該配信を積極的に許諾・推奨するものではない。
- ただし、特定の選手・審判・関係者に対する誹謗中傷や、肖像・人格権を不当に侵害する内容、その他大会運営に支障を及ぼす行為は禁止する。
- 北海道サッカー協会が不適切と判断した場合は、配信の停止または削除を求めることがある。

9. 不適切な配信への対応

以下の場合、協会は対応を行う。

- 誹謗中傷・不適切な内容
- 大会運営に支障を及ぼす行為
- 審判員の判定に関する行為
- 規程・本ガイドライン違反

【対応内容】

- 注意・指導
- 配信停止・削除要請
- その他、必要に応じた追加措置

10. 大会主催者等による配信の取扱い

大会主催者または大会協賛者が映像配信を行う場合において、大会運営上または放送権保護の観点から必要と認められるときは、北海道サッカー協会は、他の映像配信について制限し、またはこれを認めないことができる。

11. 参考資料

本ガイドラインの運用に関する具体的な取扱いについては、別紙に定める。

附則

本ガイドラインは、2026年4月1日から施行する。

【別紙】放送等実施者別 取扱い一覧

区分	配信内容	申請	チーム承諾	放送権料	備考
大会主催者 大会協賛者	3分以内	不要	必要	不要	
	3分超	必要	必要	不要	
チーム※	3分以内	不要	必要(相手)	不要	
	3分超	必要	必要(相手)	不要	
観客・保護者等	3分以内	不要	不要	不要	写真投稿扱い
	3分超	必要	必要	必要	
メディア (テレビ・ネット)	3分以内	必要	必要	不要	ニュース映像等
	3分超	必要	必要	必要	
民間企業・第三者 (営利目的)	3分以内	必要	必要	不要	軽微利用
	3分超	必要	必要	必要	

※自らの試合をチーム公式チャンネル等で配信